

『運行管理者試験 問題と解説 貨物編 平成 28 年 8 月受験版』
お詫びと訂正のお知らせ

『運行管理者試験 問題と解説 貨物編 平成 28 年 8 月受験版』をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。訂正してお詫び致します。

頁数等	内容													
17 ページ 第 1 章 貨物自動車運送事業法 3 事業計画 ■ 事業計画の変更 [運送事業法第 9 条] 表	誤	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">《変更後に遅滞なく届け出が必要な事業計画の変更 (* 2)》</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td colspan="2">主たる事務所の名称及び位置の変更</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td colspan="2">営業所又は荷扱所の名称及び位置の変更</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td colspan="2">営業所又は荷扱所の位置の変更 (貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)</td> </tr> </table>	《変更後に遅滞なく届け出が必要な事業計画の変更 (* 2)》			①	主たる事務所の名称及び位置の変更		②	営業所又は荷扱所の名称及び位置の変更		③	営業所又は荷扱所の位置の変更 (貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)	
《変更後に遅滞なく届け出が必要な事業計画の変更 (* 2)》														
①	主たる事務所の名称及び位置の変更													
②	営業所又は荷扱所の名称及び位置の変更													
③	営業所又は荷扱所の位置の変更 (貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)													
	正	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">《変更後に遅滞なく届け出が必要な事業計画の変更 (* 2)》</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td colspan="2">主たる事務所の名称及び位置の変更</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td colspan="2">営業所又は荷扱所の名称</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td colspan="2">営業所又は荷扱所の位置の変更 (貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)</td> </tr> </table>	《変更後に遅滞なく届け出が必要な事業計画の変更 (* 2)》			①	主たる事務所の名称及び位置の変更		②	営業所又は荷扱所の名称		③	営業所又は荷扱所の位置の変更 (貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)	
《変更後に遅滞なく届け出が必要な事業計画の変更 (* 2)》														
①	主たる事務所の名称及び位置の変更													
②	営業所又は荷扱所の名称													
③	営業所又は荷扱所の位置の変更 (貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)													
	備考	②営業所又は荷扱所の名称及び位置の変更の 「及び位置の変更」を削除												
175 ページ 第 2 章 道路運送車両法 4 点検整備 ■ 日常点検整備 [車両法第47条の2]	誤	■ 日常点検整備 [車両法第47条の2] …………… 《日常点検》 1. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。 《運行前点検》 2. 定期点検の期間が3月及び6月の自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、第1項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、第1項の規定による点検をしなければならない。 ※第1項の点検を「日常点検」、第2項の点検を「運行前点検」という。「運行前点検」では、「日常点検の基準」に従って点検を実施する。 ※運送事業用自動車は、「定期点検の期間が3月の自動車」に含まれる。 Check 日常点検と運行前点検 [編集部] …………… <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の種類</th> <th>点検を行う者</th> <th>点検時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常点検 (車両法第47条の2第1項)</td> <td>すべての自動車の使用者</td> <td>自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期</td> </tr> <tr> <td>運行前点検 (車両法第47条の2第2項)</td> <td>事業用自動車の使用者 または運行する者</td> <td>1日1回、 運行の開始前</td> </tr> </tbody> </table>	点検の種類	点検を行う者	点検時期	日常点検 (車両法第47条の2第1項)	すべての自動車の使用者	自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期	運行前点検 (車両法第47条の2第2項)	事業用自動車の使用者 または運行する者	1日1回、 運行の開始前			
点検の種類	点検を行う者	点検時期												
日常点検 (車両法第47条の2第1項)	すべての自動車の使用者	自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期												
運行前点検 (車両法第47条の2第2項)	事業用自動車の使用者 または運行する者	1日1回、 運行の開始前												

	<p>正</p>	<p>■ 日常点検整備 [車両法第47条の2]</p> <p>1. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。</p> <p>2. 定期点検の期間が3月及び6月の自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、第1項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、第1項の規定による点検をしなければならない。</p>										
	<p>備考</p>	<p>「《日常点検》」、「《運行前点検》」、「※第1項の点検を「日常点検」、第2項の点検を「運行前点検」という。「運行前点検」では、「日常点検の基準」に従って点検を実施する。」、「※運送事業用自動車は、「定期点検の期間が3月の自動車」に含まれる。」、「Check 日常点検と運行前点検【編集部】」を削除</p>										
<p>199 ページ 第2章 道路運送車両法 覚えておこう ◆ 点検整備関係</p>	<p>誤</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">◆ 点検整備関係</td> </tr> <tr> <td>日常点検</td> <td>自動車の使用者が適切な時期に目視等により行う点検。</td> </tr> <tr> <td>運行前点検</td> <td>事業用自動車の使用者又は事業用自動車を運行する者が、日常点検にかかわらず1日1回、運行の開始前に行う点検。</td> </tr> <tr> <td>定期点検整備</td> <td>事業用自動車及び車両総重量8 t以上の自家用自動車は3ヶ月ごとに定期点検を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>点検整備記録簿</td> <td>点検整備記録簿は自動車に備え置くこと。運送事業用自動車等の点検整備記録簿の保存期間は1年間。</td> </tr> </table>	◆ 点検整備関係		日常点検	自動車の使用者が適切な時期に目視等により行う点検。	運行前点検	事業用自動車の使用者又は事業用自動車を運行する者が、日常点検にかかわらず1日1回、運行の開始前に行う点検。	定期点検整備	事業用自動車及び車両総重量8 t以上の自家用自動車は3ヶ月ごとに定期点検を行うこと。	点検整備記録簿	点検整備記録簿は自動車に備え置くこと。運送事業用自動車等の点検整備記録簿の保存期間は1年間。
◆ 点検整備関係												
日常点検	自動車の使用者が適切な時期に目視等により行う点検。											
運行前点検	事業用自動車の使用者又は事業用自動車を運行する者が、日常点検にかかわらず1日1回、運行の開始前に行う点検。											
定期点検整備	事業用自動車及び車両総重量8 t以上の自家用自動車は3ヶ月ごとに定期点検を行うこと。											
点検整備記録簿	点検整備記録簿は自動車に備え置くこと。運送事業用自動車等の点検整備記録簿の保存期間は1年間。											
	<p>正</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">◆ 点検整備関係</td> </tr> <tr> <td>日常点検整備</td> <td>自動車の使用者が適切な時期に目視等により行う点検。 事業用自動車の使用者又は自動車を運行する者が、日常点検にかかわらず1日1回、運行の開始前に行う点検。</td> </tr> <tr> <td>定期点検整備</td> <td>事業用自動車及び車両総重量8 t以上の自家用自動車は3ヶ月ごとに定期点検を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>点検整備記録簿</td> <td>点検整備記録簿は自動車に備え置くこと。運送事業用自動車等の点検整備記録簿の保存期間は1年間。</td> </tr> </table>	◆ 点検整備関係		日常点検整備	自動車の使用者が適切な時期に目視等により行う点検。 事業用自動車の使用者又は 自動車 を運行する者が、日常点検にかかわらず1日1回、運行の開始前に行う点検。	定期点検整備	事業用自動車及び車両総重量8 t以上の自家用自動車は3ヶ月ごとに定期点検を行うこと。	点検整備記録簿	点検整備記録簿は自動車に備え置くこと。運送事業用自動車等の点検整備記録簿の保存期間は1年間。		
◆ 点検整備関係												
日常点検整備	自動車の使用者が適切な時期に目視等により行う点検。 事業用自動車の使用者又は 自動車 を運行する者が、日常点検にかかわらず1日1回、運行の開始前に行う点検。											
定期点検整備	事業用自動車及び車両総重量8 t以上の自家用自動車は3ヶ月ごとに定期点検を行うこと。											
点検整備記録簿	点検整備記録簿は自動車に備え置くこと。運送事業用自動車等の点検整備記録簿の保存期間は1年間。											